

平成 31 (2019) 年神奈川県
国家戦略特別区域限定保育士試験問題


社 会 的 養 護

(選択式 10 問)

指示があるまで開かないこと

解答用紙記入上の注意事項

- 1 解答用紙と受験票の受験番号が同じであるか、カナ氏名・科目名を確認し、誤りがある場合は手を挙げて監督員に申し出ること。
- 2 漢字氏名を必ず記入すること。
- 3 解答用紙は、折り曲げたりメモやチェック等の書き込みをしないこと。
- 4 鉛筆またはシャープペンシル (HB～B) で、濃くはっきりとマークすること。
正しく記入・マークされていない場合は、採点できないことがあります。

(良い例) …  (濃くマークすること。はみだしは厳禁。)

(悪い例) … 

- 5 各問に対し、2つ以上マークした場合は不正解とする。
- 6 訂正する場合は、「消しゴム」であとが残らないように消すこと。

問1 次の文は、「社会的養育の推進に向けて」（平成31年1月 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課）に示された社会的養護の基本理念に関する記述である。（ A ）～（ C ）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

社会的養護は、「子どもの（ A ）のために」と「（ B ）で子どもを育む」を基本理念としており、社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、（ C ）で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。

（組み合わせ）

	A	B	C
1	健やかな成長	地域全体	施設
2	最善の利益	地域全体	施設
3	健やかな成長	社会全体	地域
4	最善の利益	社会全体	公的責任
5	幸福	社会全体	公的責任

問2 次の文は、これまでの「児童福祉法」の改正内容の一部である。A～Cを改正された順に並べた場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業（ファミリーホーム）を創設した。
- B 児童福祉施設の名称及び機能に関する事項が変更され、母子寮は母子生活支援施設、教護院が児童自立支援施設に改称された。
- C 安定した生活環境の確保等の理由により特に必要がある場合には、乳児院に幼児を、児童養護施設に乳児を入所させることができることになった。

(組み合わせ)

- 1 A→C→B
- 2 B→A→C
- 3 B→C→A
- 4 C→A→B
- 5 C→B→A

問3 次の文は、「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」（平成26年3月 親子関係再構築支援ワーキンググループ）に記された「親子関係再構築の定義」の一部である。（A）～（D）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

親子関係再構築を「子どもと親がその（A）の肯定的なつながりを（B）的に回復すること」と定義する。（中略）最終的にこの支援の目的は子どもが（C）をもって生きていけるようになること、生まれてきてよかったと自分が生きていることを（D）できるようになることである。

（組み合わせ）

	A	B	C	D
1	一方	受動	自尊感情	肯定
2	相互	受動	孤立感	否定
3	相互	主体	孤立感	肯定
4	一方	主体	自尊感情	否定
5	相互	主体	自尊感情	肯定

問4 次の文は、「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月）に示された「新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程」の一部である。（A）～（D）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- ① （A）を中心とした支援体制の構築
- ② （B）の機能強化と一時保護改革
- ③ （略）家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・（C）・高機能化
- ④ 永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底
- ⑤ 代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの（D）の徹底

（組み合わせ）

	A	B	C	D
1	市区町村	児童相談所	地域分散化	自立支援
2	市区町村	家族支援	地域分散化	家庭復帰
3	都道府県	児童相談所	本人中心化	家庭復帰
4	地域	家族支援	本人中心化	家庭復帰
5	都道府県	児童相談所	地域分散化	自立支援

問5 次の文は、「児童養護施設運営指針」（平成24年3月 厚生労働省）の一部である。

（ A ）～（ D ）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- ・ 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり（ A ）、子どもを理解する。
- ・ 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援する。
- ・ 子どもの力を信じて（ B ）という姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障する。
- ・ （ C ）に応じた学びや遊びの場を保障する。
- ・ 秩序ある生活を通して、（ D ）を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援する。

（組み合わせ）

	A	B	C	D
1	区別して	指導する	年齢	基本的な生活習慣
2	受け止め	見守る	年齢	学習態度
3	受け止め	見守る	発達段階	基本的な生活習慣
4	受け止め	指導する	発達段階	学習態度
5	区別して	見守る	年齢	基本的な生活習慣

問6 次の文は、「児童養護施設運営指針」（平成24年3月 厚生労働省）の一部である。

（ A ）～（ D ）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

児童養護施設は、「（ A ）法」第41条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を（ B ）させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の（ C ）のための援助を行うことを目的とする施設である。また、第48条の2の規定に基づき、地域の住民に対して、（ D ）の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割も持つ。

（組み合わせ）

	A	B	C	D
1	児童福祉	通所	自活	児童
2	社会福祉	入所	自活	保護者
3	社会福祉	通所	自立	保護者
4	児童福祉	入所	自立	児童
5	児童福祉	通所	自立	児童

問7 次の文は、「児童福祉法」の一部である。(A) ~ (D) にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

児童家庭支援センターは、(A) の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、(B) な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、(C) の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を(D) 的に行うことを目的とする施設とする。

(組み合わせ)

	A	B	C	D
1	地域	簡易	県	限定
2	地域	専門的	市町村	総合
3	わが国	簡易	県	総合
4	わが国	専門的	市町村	限定
5	地域	専門的	県	総合

問8 次の文は、児童養護施設の運営に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 施設の運営の質の差を解消するため、運営理念等を示す「指針」と、具体的な「手引書（ハンドブック）」が作成されている。
- B 施設が課題に気づき、運営の質の改善を図るため、全職員が「自己評価」を行うことが義務付けられている。
- C 社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を受けることが望ましいとされている。
- D 「児童養護施設運営指針」（平成24年3月 厚生労働省）には、運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行うことが示されている。

(組み合わせ)

- | | A | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | ○ | ○ | ○ | × |
| 3 | ○ | ○ | × | ○ |
| 4 | ○ | ○ | × | × |
| 5 | × | × | ○ | × |

問9 次の文は、被措置児童虐待対応に関する記述である。虐待防止の対応として不適切な記述を一つ選びなさい。

- 1 体罰等の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰等を伴わない援助技術を職員に習得させる。
- 2 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底する。
- 3 子どもが自分自身を守るための知識、具体的な方法について学習する機会を設ける。
- 4 子ども間の暴力等は、職員は一切介入せず子ども同士で解決させる。
- 5 被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努める。

問 10 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

高校2年生のL君(16歳、男子)は、父からの身体的虐待により小学4年生の時に、現在も暮らす児童養護施設に入所となった。L君の通う高校の担任から、進路希望カードを提出していないと電話があった。なお、L君の親権者である父は現在、生活保護制度を利用している。

【設問】

L君への担当保育士の対応として、最も適切なものを一つ選びなさい。

- 1 「学校から未提出と電話があった。もう高校生だから自覚して行動しろ」と叱責する。
- 2 高校生だから自主性に任せようと、とりあえず担当保育士は何も対応しない。
- 3 他の入所児もいる夕食の最中、「そういえば学校から電話があったけど、進路カード出しときなよ」と伝える。
- 4 1対1で話すことができる場所と時間を設定し、学校担任からの話があったことを伝えL君の気持ちを聞く。
- 5 「君の家はお金がないから決められないんだよな。それなのに担任の先生もわかってくれないのは困るよな」とL君の味方になる。